

民法Ⅲ定期試験問題講評

2019年2月3日

松岡 久和

総評

全体に基礎知識を問う問題であるものの問題2は、少しずつ問う内容をずらしていった正確な理解を試す点で少し難しいところもあったかもしれない。問題1の正誤問題も問題2も、正しい理解を示している限りでの部分点をやや緩やかに付け、一部では良いところにさらに加点したこともあり、受験者全員が合格で、素点80点以上が半数の4名となるなど、思った以上に良くできていて、この点では効果が上がっていて良かった。

もちろん、半年の学習で完全な理解を得ることは困難なので、誤ったところの反省を中心に、毎週の復習課題のような基礎知識確認の短答式問題や正誤問題を繰り返し行って、正確な理解を確実に定着するよう努力を続けていただきたい。また、問題を考える上で、きちんと根拠となる条文を確認し、解答にも摘示するよう心がけて欲しい。

個別問題の講評

問題1の1では抵当権の優先弁済効の原則だけを挙げて○とした者が多かったが、法の規定は原則・例外の組み合わせなので、重要な例外はきちんと認識して欲しい。

同2は、ほぼできていたが、87条と370条は理由の中できちんと摘示して欲しい。

同3は、反対もある難しい判例について尋ねているので出来が悪く、388条の原則のみに終始した解答が多かった。全体価値考慮説という考え方を再確認して欲しい。

同4は、講義でも力を入れた問題だったためか出来がよくて嬉しかった。

同5も、割合出来は良かったが、909条の2は理由の中で摘示して欲しい。

問題2の問1は、取壊し前なので、妨害排除請求権ではなく妨害予防請求権である。所有者である物上保証人が自分の所有する甲を壊しても、債務者には止める術はないから、代位行使の余地はない。

問題2の問2について、問1と同じ妨害排除請求権という解答を書いたものが複数あった。問題をよく読んで意図を見破って欲しい。問1・問2を逆にしてしまった解答においても理由づけにみるべきところがあれば、かなりの部分点を付けた。

問題2の問3は、709条をきちんと摘示し欲しい。債権各論の範囲ではあるが、同時にこの講義でも取り扱っていた。

問題2の問4は、少々難しかったか。所有者で物上保証人のBが抵当不動産甲を壊しても、Aには損害賠償責任がないのみならず、ただちに担保喪失を理由とする期限の利益喪失とはならない。もっとも、代り担保請求が認められる場合にAが応じなければ、Xは抵当権を実行できるようになる。

問題2の問5は、追及効があるから、抵当権者は、抵当目的不動産の譲渡によって害されることなく、抵当権の実行を申し立てられるという基本中の基本の問題なので、不正解が3名あって残念だった。丁寧で素晴らしい記述には加点した。